

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部改正について

1 改正の目的

小田原市では、市内在住の高等学校等に通学する生徒を対象とした奨学金制度を運用していますが、奨学金を必要とする方に適切に支給できるよう奨学金の受給資格に関する規定を見直すため、小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正するものです。

2 改正する規則

小田原市高等学校等奨学金支給規則

3 改正の内容

奨学金の受給資格に関する規定のうち、学業成績に関する要件を次のように変更することとします。

改正後	改正前
学習意欲があり、学力の向上が期待できること。	品行方正であり、かつ、学業成績が優良であること。

4 規則の施行予定日

令和6年4月1日